

(別添2)

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 長野市柳町保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。 ■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。 ■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。 ■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。 ■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。 	・保育理念や基本方針を基にした園の保育方針と保育目標「みんなが楽しい保育園～みんなともだちやなごまち～よく食べ、よく遊び健康な子ども 子どもの成長を喜べる大人」を掲げ、目指す姿として具体的に取り組んでいる。全体的な計画は子どもの発達過程、家庭状況、地域の実態を考慮して計画を立案している。全体的な計画に基づいて4期に分けた年齢別の年間指導計画があり「ねらい」「養護」「教育」等を細かく記載し、より具体的に月案、週日案を作成し実践している。全体的な計画は事務室、保育室などに掲示している。年度末に全職員で全体的な計画の見直しを行い、子どもの年齢に合った過程を検討し、次年度の編成に活かしている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。	・「保育環境マニュアル」があり、職員は保育環境チェック項目を確認し、子どもが心地よく過ごすことが出来るように整えている。各クラスに温湿度計を設置し、エアコンや暖房器具、加湿器で温度・湿度調整を行い、小まめに換気を行っている。室内の明るさや声の大きさ、CDの音量などにも配慮している。内装には木材が多く使われ、温かみを感じられ、家具や遊具の素材、配置についても園児の安全、発達、興味に即しながら行っている。安全点検表、寝具の衛生チェック表などのチェック表を用いて毎月の安全点検、毎日の日常点検、寝具の衛生管理、トイレ・水回りの環境の整備、管理を行っている。新型コロナ禍においては、玩具などの消毒の徹底を図り衛生管理に特に気を付けている。子どもの目線に合わせて玩具や絵本を配置し、棚などの危険箇所にはガードをつけ安全に過ごせるようにしている。畳のスペース（未満児の部屋）や棚の下など、座ってくつろげるコーナーを作り、安心して過ごす場所を確保している。食事や睡眠の場所は衝立などで仕切り、衛生、光、音量、刺激の精選等に配慮し、落ち着いて過ごすことができるように工夫している。幼児についてはクールダウンできる部屋を確保している。
					■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。					
	■ 9 内装等には、木材を利用している。					
	■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。					
	■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。					
		■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。				
		② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	・保護者記入の「家庭の調べ」などを基に、個別懇談などを行い情報を収集し、言葉や動き等発達状況を把握し、また、一人ひとりに合わせた個別指導計画を作成し子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。特別な配慮が必要な場合は職員会議で話し合い、共通理解のもと個別支援計画を作成し援助を行っている。自分の気持ちを安心して伝えられるように温かい雰囲気をつくり、寄り添い、気持ちをくみ取るように配慮している。スキミングを大切に、言葉で伝えられない時は仕草や表情で気持ちをくみ取り、気持ちの代弁をし、受け止めている。言葉のマニュアルを参考に言葉の大切さ、言葉づかい、話し方などを学び、急かす言葉や制止する言葉を不用意に使わず、また、否定的な言葉も使わず、前向きにできた時は認めて褒める言葉がけを行うなど、年齢や月齢等、一人ひとりの子どもに合わせ分かりやすく穏やかに話すようにしている。	
	■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。					
	■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。					
	■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。					
	■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。					
		■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。 ■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。 ■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。 ■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。 ■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。 	<p>・一人ひとりの個人差や発達段階を把握し、寄り添いながら、基本的な生活習慣が身につくことが出来るように環境を整備し、援助を行っている。自分でやろうとする気持ちを大切に育て、強制することなく見守りながら、気付きを促し、必要により援助を行っている。できた時は褒め、達成感や満足感が持て自信へと繋げるようにしている。出来ることは見守りながら、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔等は繰り返し身につけられるように声を掛け、意欲や達成感が持てるように援助している。戸外で十分に体を動かして活動し生活のリズムを整え、食事や休息を十分に取り、規則正しい生活習慣を身につけるように工夫している。未満児は一人ひとりの生活リズムが違うため、その子の様子に合わせて食事や睡眠を取れるように配慮している。絵本、紙芝居、イラストなどの教材を活用して視覚からも基本的な生活習慣の大切さを伝えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。 ■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。 ■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。 ■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。 ■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。 ■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。 ■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。 ■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。 ■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。 	<p>・0歳児1クラス、2歳児以上は各2クラスの11クラスがあり、年齢、発達に応じて遊びに興味を持ち好きな遊びができ、子どもが主体的に活動できるように環境を整えている。子ども達は登園後すぐに園庭に出て遊んでおり、年長児はサッカーやドッジボールの集団遊びを好むことから、園庭をいくつかのコーナーに分け、環境設定をしている。また、全園児が体操したり、マラソンしたりする時間を設定し、様々な経験ができるように工夫をしている。人数が多いので園庭遊びは年齢ごとに時間を決めて活動し、十分に体を動かして遊ぶことができるようにし、安全面にも配慮している。未満児も幼児と一緒に体操をしている。子どもの言動や行動を把握し、遊びたい、やってみたいという気持ちを大切に環境づくりを行っている。保育士も一緒に遊びが必要以上に言葉がけをせず、友達同士の関わりが生まれるように援助し、トラブルがあった時こそ人間関係を育むチャンスと捉え、保育士が仲立ちして相手の気持ちに気付けるようにしている。更に、ルールのある遊びや集団遊びを多く取り入れ、友達関係が遊びを通して育ち、協力して活動できるように援助を行っている。やまほいくの認定園の当園は、園内には柿、桜、イチヨウ、ハナミズキなどの木々が植えられ、柿の実、花、紅葉など四季折々の変化に気付き、プランターでトマト、ナス、さつまい等の野菜や草花を栽培し、色水遊びなどを行っている。また、雑草を育て虫探しをし飼育・観察するなど園内での自然との触れ合う活動を工夫し取り入れている。園内にはお散歩マップがあり園周辺は交通量も多く、園児数も多いことから安全に注意しながら散歩に出かける機会を設け、地域の方々と挨拶を交わしたり、交通ルールを学んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。 ■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。 ■ 36 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。 ■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。 ■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。 ■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。 	<p>・公立保育園としての「教育・保育の手引き」や「保育マニュアル(未満児)」を基に、研修を行い、子どもの発達に合わせて個別指導計画を毎月作成し、保育と教育が一体的に展開されるように環境を整え、保育内容や方法に配慮して保育を行っている。子どもの表情や仕草、声などから安心して思いが表せるように優しく声掛けをし応答的な関わりをしている。一対一で関わり抱っこやおんぶなどスキンシップを多く取り、安心して過ごし、愛着関係を育むように対応している。手作り玩具など五感で楽しめる環境を整え、遊びに興味を持てる工夫を行っている。部屋は広く畳のスペースもあり、ハイハイや伝い歩きなど安全に体を動かして楽しく遊ぶことができる。離乳食に関しては、調理員と保護者を交え相談しながら情報共有を行い、無理なく進めている。保護者とは個別懇談や保育参加、クラスだより等を活用して連携を図り、特に送迎時やおたより帳を活用し、健康管理や生活の様子など伝え合っている。</p>
			<p>⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。 ■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。 ■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 ■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。 ■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。 ■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。 ■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。 	<p>・1歳児と2歳児については各年齢で2クラスずつあり保育と教育が一体的に展開されるように環境を整え、個別指導計画を毎月作成し、保育内容や方法に配慮して保育を行っている。室内の安全点検を行い、机の角を覆ったり、玩具や絵本を届きやすいところに配置し、やりたい遊びが安全で自由にできるように環境を整えている。また、少人数で遊びが楽しめるよう、可動遊具を利用したり、死角を作らないように保育士間で連携をとり、子どもの遊びが満足できるように援助している。自我の育ちを理解し受け止め、甘えたい気持ちや自分でやろうとする姿を見守りながら援助を行っている。友達との関わりを見守りながら、お互いの気持ちを代弁するなどして友達との関わりが楽しくできるように仲立ちを行っている。未満児のクラスは1階にあることから入り口を開放し、出入りを自由にすることで行動範囲を広げ、異年齢交流が日常的にできるようにしている。実習生、調理員、看護師などの保育士以外の大人と関わったり、クラス合同で行う保育や土曜保育で他の年齢の子どもと関わったりする機会もある。保護者とはおたより帳や送迎時に健康管理や生活について伝え合い連携を密に図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。 	<p>・3歳児、4歳児、5歳児についてはそれぞれ2クラスあり、年齢に応じた年間指導計画、個別指導計画を作成し保育を行っている。3歳児については興味を持って楽しく遊べるコーナーや落ち着ける場所など環境を整えている。ロッカーや下駄箱などの自分の場所にシールを貼り混乱なく過ごせ、自分で考えて行動できるように援助している。4歳児については友達の良いところを見つけ友達との関わりが深まり、自分の気持ちを伝え友達の気持ちをくみ取れるように援助を行っている。5歳児については子ども同士が話し合い協力して活動することで達成感や満足感が得られるように援助を行っている。また、自分の気持ちや考えを伝え合い遊びに反映し、発展ができるように配慮している。年長の子も達が就学する小学校の教員が小学校の夏休み等に来園し子ども達の様子を見たり担当の保育士と懇談し、幼保小連絡会や保育要録等でも保育園での育ちを小学校へと繋げている。</p>
			⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 ■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 ■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 ■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 	<p>・園舎は2階建であるが、全体がバリアフリーとなっており、多目的トイレ、階段の手すりなど環境を整備している。特別な配慮が必要な子どもについては「発達記録」で発達過程等の状態を把握し、情報や具体的な保育方法を全体で把握しスモールステップで個別指導計画を作成し保育を行っている。また、毎月計画の振り返り、見直しを行い、長期的な見通しを持った保育をできるように取り組んでいる。他の子どもと一緒に生活や活動を楽しんで行い、共に成長できるように関わりを大切にしている。保護者とは小まめに連絡を取り合い、園の様子を伝え、不安や心配事を聞きながら情報を共有している。また、当園には特別支援教育・保育コーディネーターがおり特別支援教育・保育研修会などに参加し、研修内容を職員会議で報告し共通理解を深め看護師との連携を図りながら日々の保育に活かしている。療育を受けている子どもについては、相談機関から作業療法士や保健師の訪問を受け、子どもの発達についての情報や支援の方法を共有している。保護者とは個別懇談やはぐくまファイル活用等で情報の共有や成長の確認を行い連携を図っている。気になる子どもについては「にこにこ園訪問」で相談員などの助言を受けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a	<p>■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>■ 63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p> <p>■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>	<p>・市としての「保育マニュアル(未満児)」「保育マニュアル(幼児)」があり、年間指導計画に時間外保育の欄を設け、保育内容を具体的に記載している。職員と子育て経験豊かなパート保育士を配置し子どもの気持ちに寄り添い、家庭的で安心して過ごせるように配慮している。「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」を基に、活動の連続性に配慮して時間外保育を行っている。子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるように、畳、絨毯、ござ等を利用して寝転んだり、ゆっくりと過ごせるように環境を整えている。未満児と幼児は別々に過ごし、子どもの状況、年齢に合わせた玩具を整え、安全に遊べるように配慮している。夏場は水分補給ができるよう言葉掛けをしている。子どもの状況については担任が担当保育士に口頭やメモで伝え、確実に保護者に伝えている。また、事故等の発生時には、担当者が保護者対応のために残ったり、帰園後、家庭に電話をし子どもの健康状態の確認をしている。</p> <p>・幼保小連携会議で年間計画を立案し、支会ごとの公開保育や授業参観などを行い、就学を見通した保育の取り組みを行っている。地区内の城東小学校及びりんどう保育園と共同し、接続期カリキュラムを作成し、連携を密に取っている。新型コロナウイルス感染拡大前は一日入学や運動会の旗拾い、小学校との交流などが行われていたが、現状、自粛せざるを得なくなっている。そうした中、小学校児童へ質問状を送り、返事をもらうなどできる限り工夫をして交流の機会を設けている。希望する保護者とは就学前に個別懇談を行い、小学校生活への見通しを持つ機会を設けている。また、主に小学校の夏休みの時期に就学先の小学校の教員が子どもの様子を見に来園している。「保育所児童保育要録(入所に関する記録)」は園長の責任の下担任が作成し、就学先の小学校へ引き継いでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	<p>① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p> <p>a</p>	<p>71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</p> <p>72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</p> <p>73 子どもの保健に関する計画を作成している。</p> <p>74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</p> <p>75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</p> <p>76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</p> <p>77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</p> <p>78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</p> <p>79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p>80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p>81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p>	<p>・公立保育園としての「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」や「緊急連絡カード」、保護者との個別懇談等で健康状態を把握し、子どもの健康管理を適切に行っている。「保健マニュアル」に基づき、保健計画を作成し、体重測定は毎月、身長測定は年3回、内科健診・歯科検診は年2回、胸囲・頭囲測定は年2回行い、日頃の子どもの様子を把握し、発育や発達に適した生活を送る指標とし「保育業務支援システム」に記録をし、職員はいつでも確認することができるようになっている。「保育業務支援システム」の「健康記録」「健康診断記録」は看護師が入力している。また、保護者も身体測定の結果などをいつでも「保育業務支援システム」を通じて確認ができる。怪我や体調変化時には園長に報告し看護師に確認してもらい、保護者に連絡し、降園後も保護者に状態の確認を行っている。保護者に「保健だより」や「園だより」等で健康に関する情報や取り組みを伝え、感染症発生時は速やかに状況を発信している。特に、新型コロナウイルス感染予防のため、登園時には「健康カード」の提出や手洗い消毒（食事の前、トイレの後、外遊びの後等にはハンドソープで手洗いをしする）、換気、密集を避けるなど環境を整えている。SIDS（乳幼児突然死症候群）防止についての園内研修を行い、午睡時は細心の注意を払い、午睡チェックは未満児は5分おきに行い記録している、また、保護者にもポスターを掲示し注意を喚起している。</p> <p>・内科健診・歯科検診は年2回、視力検査・尿検査は4・5歳児対象に行い、結果は看護師から担任等に周知を図っている。また、月案の安全・健康に関する部分等にも反映している。市の歯科衛生士から歯の大切さや磨き方の指導を受け、家庭での歯磨きの重要性についても知らせている。保護者には健診結果をを文書で伝え、必要に応じて受診を勧めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。 ■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。 ■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。 	<p>・厚生労働省のガイドラインや「誤食を防ぐための配膳手順」を基に、食事の提供を行っている。アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもについては医師の「生活管理指導表」や園での服薬に関しては「薬剤情報書」に従い対応している。食物除去については保護者と栄養士、調理員、保育士、園長で検討会を定期的に行い、月1回は書面での確認を保護者にしてもらい安全な食事を提供している。朝のミーティングで除去食の確認をし、配食前に調理員、担任、園長（主任・看護師）でトリプルチェックをし、食器の色を変え、トレー別に配膳し誤食が無いよう注意を払い提供している。長野市食物アレルギー講演会には保育士、調理員が参加し、職員会議で報告と情報の提供をし、全職員に周知している。他の子どもにはわかりやすく話し、保護者にも新入園児・継続児保護者説明会などでアレルギー疾患について伝え、理解を得るようにしている。</p>
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。 ■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。 ■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。 ■ 91 食器の材質や形などに配慮している。 ■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 ■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。 ■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 ■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。 	<p>・全体的な計画や月案などに食に関する具体的な援助方法について計画し、楽しく食事ができるように工夫している。また、乳児の個別指導計画には食事形態や量等一人ひとりの発達に合わせた内容を組み込んでいる。発達、年齢に合わせた机、椅子、食器に配慮し、温かくくつろいで食事ができるように環境を整えている。未満児は「3歳未満児給食の手引き」や指針に基づいて食事の様子を把握し、離乳食や食材の切り方など調理員と話し合い提供している。一人ひとりの食べられる量、苦手な物を把握し、無理をしないで食べられるように援助をし、少しでも食べられたら褒めて自信につながれるように配慮している。毎月食育の日(19日)や野菜の日(8日)、11月に「和食の日」も組み込み、6月を食育月間とし、それぞれの機会に調理員と保育士がテーマに沿ってイラスト、写真、クイズ等を掲示して子ども達が食への関心を持てるように取り組んでいる。更に、1ヶ月に2回、同じメニューが出ることで味に慣れ、いろいろなものを食べられるように工夫している。園庭のプランターで野菜(トマト、ナス、さつまいも、ジャガイモ等)を栽培し成長観察や収穫を楽しみ、給食に取り入れ、年長児は食育ボードに食材分けを行い、野菜や食材への関心を高めている。保護者には毎月の献立表、食育だよりを「保育業務支援システム」で配信し、玄関に給食のサンプルを提示し、旬の野菜、今日のだし、年長の子も達が作った食育ボードなども玄関に掲示し食に関する情報を提供している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。 ■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。 ■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものである。 ■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。 ■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。 ■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。 ■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。 ■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。 	<p>・一人ひとりの発育状況、体調に合わせて献立、形状、量を工夫し食事の提供を行っている。子どもの食べる量、好き嫌いを把握し、無理強いはせず、子どもの様子を見ながら配膳をしている。未満児については調理員と話し合い、一人ひとりのペースに合わせて家庭と連携をし離乳食を進め、調理法なども工夫している。旬の食材や地域の伝統食（おやき、こねつけ、にらせんべい等）、行事食（クリスマス、お正月、ひな祭り等）等を献立に取り入れている。新型コロナウイルス禍で自粛しているが、平常時であれば調理員が保育室で子ども達の食事の様子を直接見たり、話を聞いたりしているが、現状、給食の様子を担当が調理員に伝えたり、子ども達がガラス越しに給食室を見学する機会などを設けている。調理員は「献立表・日誌」に残食量等の記録をし、次の献立に反映しており、市保育・幼稚園課の栄養士を始めとした市の献立検討委員会で季節感のある献立を立てている。また、調理員は「給食の手引き」や衛生管理チェック表等に基づいて衛生管理を行い、「食品衛生自主管理点検表」を保育・幼稚園課に報告している。</p>
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。 ■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。 ■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるように支援をしている。 ■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。 	<p>・子どもとの生活を充実させるため、家庭との連携を行っている。未満児についてはおたより帳を活用し、送迎時にも生活の様子を伝え情報交換を行っている。幼児については送迎時に毎日の活動を伝えるとともに「保育業務支援システム」でも配信している。また、廊下には子ども達の活動の様子を写真で掲示している。毎月「園だより」を「保育業務支援システム」で配信し、月のねらいや行事予定を伝え、「クラスだより」も同じく「保育業務支援システム」で定期的に配信し、保育の意図や内容をわかりやすく伝えている。保護者には運動会、お楽しみ会などで子どもの成長の様子を見てもらう機会を設け、毎日の送迎時や個別懇談で情報を共有している。保護者との情報交換や個別懇談の内容は必要に応じて記録し職員間で共有し、「個別指導計画」作成時に取り入れるなど実際の保育に反映している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。 ■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。 ■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。 ■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。 ■ 112 相談内容を適切に記録している。 ■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。 	<p>・保護者が安心して子育てができるように送迎時に園長、主任は声掛けをし、担任も子どもの様子を具体的に伝え成長を喜び合い、保護者の困っていること、悩んでいることが相談しやすい雰囲気づくりに心掛け、信頼関係の構築に努めている。看護師も常駐しているので、保護者が健康面などについて看護師に相談しやすく、安心して子育てができるようにしている。年度始めに全保護者を対象に個別懇談を行い、また、園だよりなどに「いつでも相談ください」と記載し、2階に相談室を設けプライバシーにも配慮しつつ安心して相談できるように体制を整えている。「意見（要望）への対応マニュアル」があり、相談内容は秘密を厳守し、「相談・意見・苦情受付記録」に記録され適切に保管されている。相談を受けた職員は相談内容を園長、主任に報告し、必要に応じて職員会議で話し合い、相談者へフィードバックしている。保育園としての特性を生かし、子育て支援・健康相談、一時預かり、地域子育て支援センターがあることなどを伝え、保護者の悩みに寄り添い必要に応じて案内をしている。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 ■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。 ■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。 ■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。 ■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。 ■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。 ■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。 	<p>・「児童の権利に関する条約」や「児童虐待の対応について」などに基づいて読み合わせや園内研修を行い、早期発見や対応に取り組んでいる。「虐待を発見するための園での1日のチェックポイント」を基に、身体測定やプール、おむつ替え等で体の様子を見たり、日々の子どもの様子や養育状況で把握しながら見逃さないようにし、職員会議で話し合い、情報を共有している。また、それぞれの家庭に合わせた声掛けをし、負担にならないように配慮している。虐待や権利侵害が疑われた場合はマニュアルに沿って職員会で話し合い、市子育て家庭福祉課や児童相談所と連携を取るようになっている。そのような事態が起きた際には専用記録用紙に記入し、経過を追って情報共有できるように保存している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。 ■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。 ■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。 ■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。 ■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。 ■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。 	<p>・職員は年間指導計画、月案、週日案で保育の状況を振り返り、第三者評価の「内容評価項目」に沿った自己評価も行い自らの保育についての気づきを得るようにし、次年度、次月、次週へと繋げ、保育士として主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めている。更に、幼児会議や未満児会議で活動や行事について改善点を話し合い、保育の質の向上に努めている。また、毎月の「ねらい」についても子どもの姿からどのような保育に繋げていくかを検討し、年度末には職員間で確認しながら次年度の全体的な計画の立案に反映させている。当園としての保護者アンケートを実施・分析し保護者の意向を把握し、福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に沿った職員の自己評価も行い、園全体の評価に繋がると共に、職員会議で検討し、次年度の事業計画に反映させ、保育の実践に活かしている。職員は決められた研修会だけでなく、自己研鑽のためオンラインなどで行われる園外の研修会にも自主的に参加し、専門性の向上に取り組んでいる。</p>